

温泉の利用（温泉を公共の浴用又は飲用に供する）許可申請・届出の手引き （高知市）

Ver 2021. 9. 1

温泉の利用 （温泉を公共の浴用又は飲用に供する）	このようなときは	以下の手続きが 必要です。	備 考	
	1	温泉を公共の浴用又は飲用に供する場合 <small>*事前に、知事の許可等（①土地の掘削許可、②増掘又は動力の装置の許可、③温泉の採取許可又は可燃性天然ガス濃度の確認）が必要な場合があります。</small>	温泉の利用許可申請 <small>*法第15条 【p2へ】</small>	事前（30日前）に日数の余裕を持って申請してください。 <small>*高知市標準処理期間：30日</small>
	2	「温泉の利用許可を受けた者」である法人の合併又は分割について承認を受け、「温泉の利用許可を受けた者」の地位を承継しようとするとき	承継承認申請 <small>*法第16条 【p3へ】</small> 注：法人の合併又は分割の登記前に承認申請をしてください。	事前（30日前）に日数の余裕を持って申請してください。 <small>*高知市標準処理期間：30日</small>
	3	「温泉の利用許可を受けた者」が死亡し、相続人がこの温泉を公共の浴用又は飲用に供する事業を引き続き行おうとするとき	承継承認申請 <small>*法第17条 【p4へ】</small>	死後60日以内に申請して、その承認を受ける必要があります。 <small>*法第17条第1項</small>
	4	温泉の掲示をし、又はその内容を変更しようとするとき <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 5px;"> ① 10年以内ごとに温泉成分分析を受け、 ② 事前に届け出、 ③ 掲示内容を変更しなければなりません。 <small>*法第18条第3項、施行令第1条</small> </div>	届 出 <small>*法第18条 【p5へ】</small>	事前（掲示又は変更する前） <small>*法第18条第4項</small>
	5	毎年4月1日現在の温泉の利用状況を保健所長に報告してください。 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 5px;"> ★毎年の報告をお願いします。 </div>	報 告 <small>*細則第7条 【p6へ】</small>	毎年4月20日まで <small>*法第34条、細則第7条</small>
	6	「温泉の利用許可申請書」等の記載事項に変更があったとき <small>注：新規の許可申請が必要な場合もありますので、事前にご相談ください。</small>	変更届 <small>*細則第8条 【p7へ】</small>	変更から10日以内 <small>*細則第8条第1項</small>
	7	温泉を公共の浴用又は飲用に供することを止めたとき	廃止届 <small>*細則第8条 【p8へ】</small>	止めたときから10日以内 <small>*細則第8条第1項</small>

法 則：温泉法
 施行令：温泉法施行令
 規 則：温泉法施行規則
 細 則：高知市温泉法施行細則

1 温泉を公共の浴用又は飲用に供する場合 *法第 15 条第 1 項

提出先	高知市保健所 生活食品課（高知市丸ノ内1-7-45 総合あんしんセンター1階） 電話 088-822-0588						
提出部数	1部						
提出期限	30日前を目処に日数の余裕を持って申請してください。 <small>*高知市標準処理期間：30日</small>						
留意事項	<p>(1) 温泉を新しく掘削・採取等する場合には、事前に以下の手続きが必要です。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 30%;">① 土地の掘削許可申請 ↓</td> <td>温泉をゆう出させる目的で土地を掘削しようとする場合、知事の許可が必要です。 <small>*法第3条</small></td> </tr> <tr> <td>② 増掘（動力の装置）許可申請 ↓</td> <td>温泉のゆう出路を増掘し、又は温泉のゆう出量を増加させるために動力を装置しようとする場合、知事の許可が必要です。 <small>*法第11条</small></td> </tr> <tr> <td>③ 温泉の採取許可申請 又は 可燃性天然ガス濃度確認申請</td> <td>温泉源からの温泉の採取を業として行おうとする場合、温泉の採取の場所ごとに、知事の許可が必要です。 ただし、法第14条の5第1項の確認（可燃性ガスの濃度が基準を超えないことについての知事の確認）を受けた場合は、温泉の採取の許可は不要です。 <small>*法第14条の2</small></td> </tr> </table> <p><small>*事前の手続き①～③については高知県 健康政策部 薬務衛生課（電話 088-823-9671）にお問い合わせください。</small></p> <p>(2) 温泉プールに温泉を引湯し公共に利用させる場合や、手足のみを対象として公共に温浴させる場合も、「温泉の利用許可」が必要です。 <small>*S52.7.13 環自施第308号, S61.2.24 環自施第46号</small></p> <p>(3) 従来浴用に供していたものを飲用に、また、飲用に供していたものを浴用に供しようとするときは、当初の許可の同一性は失われますので、新たな許可が必要です。</p> <p>(4) 従来と異なった別のゆう出口から引湯しようとするときは、新たな許可が必要です。</p> <p>(5) 法第 15 条第 2 項各号のいずれかに該当する者は、「温泉の利用許可」を受けることはできません。 <small>*法第 15 条第 2 項</small></p> <p>(6) 温泉成分等の掲示を行う必要があります。別途届出をしてください。 <small>*法第 18 条第 1 項及び第 4 項</small></p> <p>(7) 温泉が総硫黄（硫化水素イオン、チオ硫酸イオン及び遊離硫化水素に対応するもの）を1キログラム中2ミリグラム以上含有する場合は、ご相談ください。 <small>*H18.3.1 環境省告示第59号（H29.9.1改正）</small></p> <p>(8) 温泉を利用して公衆浴場や旅館業を営もうとする場合は、別途、公衆浴場法や旅館業法の許可を受ける必要があります。 <small>*公衆浴場法第2条第1項, 旅館業法第3条第1項</small></p> <p>(9) 入湯税については、市民税課（088-823-9423）にお問合せください。</p>	① 土地の掘削許可申請 ↓	温泉をゆう出させる目的で土地を掘削しようとする場合、知事の許可が必要です。 <small>*法第3条</small>	② 増掘（動力の装置）許可申請 ↓	温泉のゆう出路を増掘し、又は温泉のゆう出量を増加させるために動力を装置しようとする場合、知事の許可が必要です。 <small>*法第11条</small>	③ 温泉の採取許可申請 又は 可燃性天然ガス濃度確認申請	温泉源からの温泉の採取を業として行おうとする場合、温泉の採取の場所ごとに、知事の許可が必要です。 ただし、法第14条の5第1項の確認（可燃性ガスの濃度が基準を超えないことについての知事の確認）を受けた場合は、温泉の採取の許可は不要です。 <small>*法第14条の2</small>
① 土地の掘削許可申請 ↓	温泉をゆう出させる目的で土地を掘削しようとする場合、知事の許可が必要です。 <small>*法第3条</small>						
② 増掘（動力の装置）許可申請 ↓	温泉のゆう出路を増掘し、又は温泉のゆう出量を増加させるために動力を装置しようとする場合、知事の許可が必要です。 <small>*法第11条</small>						
③ 温泉の採取許可申請 又は 可燃性天然ガス濃度確認申請	温泉源からの温泉の採取を業として行おうとする場合、温泉の採取の場所ごとに、知事の許可が必要です。 ただし、法第14条の5第1項の確認（可燃性ガスの濃度が基準を超えないことについての知事の確認）を受けた場合は、温泉の採取の許可は不要です。 <small>*法第14条の2</small>						
手数料	高知市収入証紙 35,000円 <small>*高知市手数料並びに延滞金条例 第1条 別表(第1条関係)(13) 温泉法関係手数料</small>						
提出書類	温泉の利用許可申請書（第1号様式） <small>*規則第7条第1項→細則第2条</small>						
添付書類	<p>(1) 温泉成分の登録分析機関が発行した温泉分析書の写し <small>*細則様式添付書類1</small></p> <p>(2) 飲用の許可の申請の場合は、温泉に含まれる一般細菌及び大腸菌群の数並びに有機物の量に関する検査の結果を記載した書類 <small>*細則様式添付書類2</small></p> <p>(3) その他温泉の成分が衛生上有害であるかどうかを審査するために市長が必要と認める書類 <small>*細則様式添付書類3</small></p> <p>(4) 申請者が温泉法第 15 条第 2 項各号に該当しない者であることを誓約する書面（申請者が法人である場合は、役員全員が温泉法第 15 条第 2 項各号に該当しない者であることを誓約する書面及び登記事項証明書） <small>*細則様式添付書類4</small></p> <p>(5) 温泉を公共の浴用又は飲用に供しようとする施設の構造・設備に関する図面で次に掲げるもの ① 温泉の湧出口の位置、引き湯の経路（揚湯設備、湯畑その他のばっ気装置、パイプラインの排気装置、中継槽、貯湯槽等を含む。）並びに温泉を利用する浴槽及び蛇口等の平面図等 ② 総硫黄（硫化水素イオン、チオ硫酸イオン及び遊離硫化水素に対応するものをいう。）を1キログラム中2ミリグラム以上含有する温泉を利用する場合は、次に掲げる構造・設備に関する平面図及び立面図 ア 換気孔、換気装置又はばっ気装置等 イ 浴室床面、浴槽の湯面及び浴槽への温泉注入口 <small>*細則様式添付書類5</small></p> <p>(6) 温泉の所有権を証する書類又は所有権者との契約書 <small>*細則様式添付書類6</small></p> <p>(7) 譲受けの場合は、譲渡契約書又は温泉の所有権を証する書類及び譲渡前営業者の廃止届（許可証を添えること。） <small>*細則様式添付書類7</small></p>						

2 「温泉の利用許可を受けた者」である法人の合併又は分割（当該許可に係る温泉を公共の浴用又は飲用に供する事業の全部を承継させる場合に限る。）について承認を受け、「温泉の利用許可を受けた者」の地位を承継しようとするとき *法第16条第1項

提出先	高知市保健所 生活食品課（高知市丸ノ内1-7-45 総合あんしんセンター1階） 電話 088-822-0588
提出部数	1部
提出期限	事前（30日前）に日数の余裕を持って申請してください。 <small>*高知市標準処理期間：30日</small>
留意事項	<p>(1) 承認申請の時期は、合併当事者の合併の意思と合併の内容が確定した後にする必要があります。</p> <p>(2) 合併又は分割の<u>登記前</u>に、「温泉の利用許可を受けている法人」が申請を行って承認を受けてください。</p> <p>(3) 「合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により温泉を公共の浴用又は飲用に供する事業の全部を承継する法人における役員」が法第15条第2項各号のいずれかに該当する場合は、「承認」を受けることはできません。 <small>*法第16条2項→法第15条第2項</small></p> <p>(4) 承認後、承継した法人の登記事項証明書の提出をお願いします。</p> <p>(5) 合併の場合と分割の場合でそれぞれ申請書の様式が異なります。 <small>*細則第3条</small></p> <p>(6) 法人の分割の場合、温泉を公共の浴用又は飲用に供する事業の全部を承継させる場合に限って、承継承認申請の対象になります。 <small>*法第16条（）書き</small></p> <p>(7) 法人合併の場合の承継承認は、合併の登記をもって、その効力が生じます。</p>
手数料	高知市収入証紙 7,400円 <small>*高知市手数料並びに延滞金条例 第1条 別表(第1条関係) (13) 温泉法関係手数料</small>
提出書類	<p>(1) 法人の合併の場合→法人の合併の場合の温泉利用許可承継承認申請書（第2号様式）</p> <p>(2) 法人の分割の場合→法人の分割の場合の温泉利用許可承継承認申請書（第3号様式）</p> <p>注：合併の場合と分割の場合でそれぞれ申請書の様式が異なります。 <small>*規則第8条第1項→細則第3条</small></p>
添付書類	<p>(1) 法人の合併の場合→</p> <ul style="list-style-type: none"> ・合併契約書の写し <small>*規則第8条第2項第1号→細則様式添付書類1</small> ・申請者の役員全員が温泉法第15条第2項各号に該当しない者であることを誓約する書面 ㊦ <small>*規則第8条第2項第2号→細則様式添付書類2</small> <p>(2) 法人の分割の場合→</p> <ul style="list-style-type: none"> ・分割計画書又は分割契約書の写し <small>*規則第8条第2項第1号→細則様式添付書類1</small> ・申請者の役員全員が温泉法第15条第2項各号に該当しない者であることを誓約する書面 ㊦ <small>*規則第8条第2項第2号→細則様式添付書類2</small>

㊦：申請者が、「合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により温泉を公共の浴用又は飲用に供する事業の全部を承継する法人における役員が法第15条第2項各号に該当しない者である」ことを誓約する必要があります。

参考

温泉法第15条第2項

次の各号のいずれかに該当する者は、前項の許可を受けることができない。

- 一 この法律の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなつた日から2年を経過しない者
- 二 第31条第1項（第3号及び第4号に係る部分に限る。）の規定により前項の許可を取り消され、その取消の日から2年を経過しない者
- 三 法人であつて、その役員のうち前二号のいずれかに該当する者があるもの

3 「温泉の利用許可を受けた者」が死亡し、相続人がこの温泉を公共の浴用又は飲用に供する事業を引き続き行おうとするとき *法第17条第1項

提出先	高知市保健所 生活食品課（高知市丸ノ内1-7-45 総合あんしんセンター1階） 電話 088-822-0588	
提出部数	1部	
提出期限	死後60日以内に申請して、その承認を受ける必要があります。 <small>*法第17条第1項</small> 60日を超えた場合は、地位を承継することはできません。この場合、新規の許可を受ける必要があります。	
留意事項	(1) 相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により、温泉を公共の浴用又は飲用に供する事業を承継すべき相続人を選定したときは、その相続人のみが承認申請を行い、地位の承継を受けることとなります。 (2) 相続によらず、遺贈等により事業が相続人以外の者に移行する場合は、地位の承継の対象とならず、新たに許可を受けることが必要です。	
手数料	高知市収入証紙 7,400円 <small>*高知市手数料並びに延滞金条例 第1条 別表(第1条関係) (13) 温泉法関係手数料</small>	
提出書類	相続の場合の温泉利用許可承継承認申請書（第4号様式） <small>*規則第9条第1項→細則第4条</small>	
添付書類	(1)	戸籍謄本 <small>*規則第9条第2項第1号→細則様式添付書類1</small>
	(2)	相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により温泉を公共の浴用又は飲用に供する事業を承継すべき相続人として選定された者にとっては、その全員の同意書 <small>*規則第9条第2項第2号→細則様式添付書類2</small>
	(3)	申請者が温泉法第15条第2項各号に該当しない者であることを誓約する書面 <small>*規則第9条第2項第3号→細則様式添付書類3</small>

参考

温泉法第15条第2項

次の各号のいずれかに該当する者は、前項の許可を受けることができない。

- 一 この法律の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなつた日から2年を経過しない者
- 二 第31条第1項（第3号及び第4号に係る部分に限る。）の規定により前項の許可を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者
- 三 法人であつて、その役員のうち前二号のいずれかに該当する者があるもの

4 温泉の揭示（温泉の成分、禁忌症、入浴又は飲用上の注意、入浴又は飲用上必要な情報）をし、又はその内容を変更しようとするとき *法第18条第4項

提出先	高知市保健所 生活食品課（高知市丸ノ内1-7-45 総合あんしんセンター1階） 電話 088-822-0588	
提出部数	1部	
提出期限	初 回：あらかじめ（揭示前） 2回目以降：前回の分析終了年月日から10年以内ごとに温泉成分分析を受け、揭示内容を変更する前 <small>*法第18条第3項・第4項</small>	
留意事項	<p>(1) 温泉成分分析の結果に基づいて、施設内の見やすい場所（更衣室、浴槽に面した壁等）に、次に掲げる事項を揭示しなければなりません。 <small>*法第18条第1項及び第2項</small></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>① 温泉の成分</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 源泉名 ・ 温泉の泉質 ・ ②源泉及び ①温泉を公共の浴用又は飲用に供する場所における温泉の温度 ・ 温泉の成分 ・ 温泉の成分の分析年月日 ・ 登録分析機関の名称及び登録番号 <p>② 禁忌症</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 浴用又は飲用の禁忌症 <p>③ 入浴又は飲用上の注意</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 浴用又は飲用の方法及び注意 <p>④ 前三号に掲げるもののほか、入浴又は飲用上必要な情報として環境省令で定めるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 温泉に水を加えて公共の浴用に供する場合は、その旨及びその理由 ・ 温泉を加温して公共の浴用に供する場合は、その旨及びその理由 ・ 温泉を循環させて公共の浴用に供する場合は、その旨（ろ過を実施している場合は、その旨を含む。）及びその理由 ・ 温泉に入浴剤（着色し、着香し、又は入浴の効果をも高める目的で加える物質をいう。ただし、入浴する者が容易に判別することができるものを除く。）を加え、又は温泉を消毒して公共の浴用に供する場合は、当該入浴剤の名称又は消毒の方法及びその理由 <small>*法第18条第1項及び第2項、規則第10条</small> </div> <p>(2) 前回の温泉成分分析を受けた日（分析終了年月日）から10年以内ごとに、登録分析機関の温泉成分分析を受け、その結果通知を受けた日から30日以内に、その結果に基づいて、温泉成分等の揭示の内容を変更しなければなりません。 <small>*法第18条第3項、施行令第1条</small> 手順：①温泉成分分析→②分析結果を受ける→③保健所に届出→④保健所から通知を受ける→⑤揭示の内容を変更</p> <p>(3) 温泉成分分析（採水）を行う場所 <small>巻末資料注①</small> 揭示は、温泉利用施設における分析結果に基づき行うことを原則としますが、ゆう出口と温泉利用施設との間でその成分に差異がないと認められる場合は、ゆう出口における分析結果に基づき行って差し支えありません。 <small>H14.3.29 環自整第148号 環境省自然環境局長通知</small> 源泉と利用施設において温泉成分等に差異がある場合には、利用施設における温泉成分分析を行い、揭示する必要があります。</p> <p>(4) 温泉が総硫黄 [S]（硫化水素イオン[HS⁻]、チオ硫酸イオン[S₂O₃²⁻]及び遊離硫化水素[H₂S]に対応するもの）を1キログラム中2ミリグラム以上含有する場合は、ご相談ください。 <small>巻末資料注②</small> 計算式：総硫黄(S) (mg/kg) = [HS⁻] × 32.06 / 33.0679 + [S₂O₃²⁻] × 32.06 / 112.1182 + [H₂S] × 32.06 / 34.0758 <small>*H18.3.1 環境省告示第59号 (H29.9.1改正)</small></p>	
	手数料	なし
提出書類	温泉の成分等の揭示内容届（第8号様式） <small>*規則第11条→細則第6条</small>	
添付書類	(1)	温泉成分の登録分析機関が発行した温泉分析書（温泉分析書別表を含む）の写し 注：揭示内容の変更を届け出る場合は、温泉分析書の受領年月日を記載すること。 <small>*細則様式添付書類1</small>
	(2)	温泉の利用許可証の写し <small>*細則様式添付書類2</small>

5 毎年4月1日現在の温泉の利用状況を保健所長に報告してください。 *法第34条, 細則第7条

提出先	高知市保健所 生活食品課（高知市丸ノ内1-7-45 総合あんしんセンター1階） 電話 088-822-0588
提出部数	1部
提出期限	毎年4月20日まで *細則第7条
留意事項	温泉を公共の浴用又は飲用に供している者は、毎年4月1日現在の温泉の利用状況を、第9号様式により4月20日までに保健所長に報告しなければなりません。 *法第34条, 細則第7条
手数料	なし
提出書類	温泉利用状況報告書（第9号様式） *細則第7条
添付書類	なし

6 「温泉の利用許可申請書」, 「法人の合併の場合の温泉利用許可承継承認申請書」, 「法人の分割の場合の温泉利用許可承継承認申請書」又は「相続の場合の温泉利用許可承継承認申請書」の記載事項に変更があったとき

*細則第8条第1項

提出先	高知市保健所 生活食品課（高知市丸ノ内1-7-45 総合あんしんセンター1階） 電話 088-822-0588	
提出部数	1部	
提出期限	変更から10日以内 *細則第8条第1項	
留意事項	<p>(1) 以下の内容に変更があった場合は変更届の提出が必要です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 申請者の住所又は氏名（法人にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名） ② 浴用又は飲用の別（例：浴用及び飲用の両方の許可を取得していたが、浴用又は飲用のどちらかを中止した場合） ③ 温泉のゆう出地（例：複数のゆう出地から引湯し両者を混ぜて利用していたが、一部のゆう出地を利用しなくなった場合） ④ 温泉を公共の浴用又は飲用に供しようとする施設の名称 <p>(2) 新規の許可申請が必要な場合もありますので、事前にご相談ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 「温泉の利用許可を受けた者」そのものが代わる場合は、事前に新たな許可が必要です。 ② 従来、浴用に供していたものを飲用に、また、飲用に供していたものを浴用に供しようとするときは、当初の許可の同一性は失われますので、事前に新たな許可が必要です。 ③ 従来と異なった別のゆう出口から引湯しようとするときは、事前に新たな許可が必要です。 ④ 施設そのものの同一性が無くなる場合（移転など）は、事前に新たな許可が必要です。 	
手数料	なし	
提出書類	温泉利用許可（承認）事項変更届（第10号様式） *細則第8条第2項第1号	
添付書類	(1) 個人の氏名を変更した場合 →	戸籍の抄本（謄本でも可）又は氏名変更が確認できる戸籍記載事項証明書 ※提示のみ
	(2) 法人の名称、事務所の所在地又は役員の変更の場合 →	<ul style="list-style-type: none"> ① 名称又は事務所の所在地を変更した場合は、登記事項証明書 ② 代表者を変更した場合は、登記事項証明書 ③ 新たに役員を選任した場合は、その役員が温泉法第15条第2項各号に該当しない者であることを誓約する書面及び登記事項証明書
	(3) 温泉利用施設の構造・設備を変更した場合 →	<ul style="list-style-type: none"> ① 温泉の湧出口の位置、引き湯の経路（揚湯設備、湯畑その他のばっ気装置、パイプラインの排気装置、中継槽、貯湯槽等を含む。）又は温泉を利用する浴槽若しくは蛇口等を変更した場合は、平面図等 ② 総硫黄（硫化水素イオン、チオ硫酸イオン及び遊離硫化水素に対応するものをいう。）を1キログラム中2ミリグラム以上含有する温泉を利用する施設であって、次に掲げる構造・設備を変更した場合は、その平面図及び立面図 <ul style="list-style-type: none"> ア 換気孔、換気装置又はばっ気装置等 イ 浴室床面、浴槽の湯面又は浴槽への温泉注入口

7 温泉を公共の浴用又は飲用に供することを止めたとき

*細則第8条第1項

提出先	高知市保健所 生活食品課（高知市丸ノ内1-7-45 総合あんしんセンター1階） 電話 088-822-0588	
提出部数	1部	
提出期限	止めたときから10日以内 *細則第8条第1項第2号	
留意事項		
手数料	なし	
提出書類	温泉利用許可（承認）廃止届（第11号様式） *細則第8条第2項第2号	
添付書類	(1)	温泉利用許可書 *細則様式添付書類1
	(2)	次に掲げる温泉利用許可承継承認書の交付を受けている場合は、その書類 ① 合併による温泉利用許可承継承認書 *細則様式添付書類2(1) ② 分割による温泉利用許可承継承認書 *細則様式添付書類2(2) ③ 相続による温泉利用許可承継承認書 *細則様式添付書類2(3)

注① 温泉成分分析（採水）を行う場所について

Q 温泉成分の掲示のために採水は、どこで行うべき？

A 温泉利用施設における分析結果に基づき行うことを原則としますが、ゆう出口と温泉利用施設との間でその成分に差異がないと認められる場合は、ゆう出口における分析結果に基づき行って差し支えありません。

H14.3.29 環自整第 148 号 環境省自然環境局長通知

源泉と利用施設において温泉成分等に差異がある場合には、利用施設における温泉成分分析を行い、掲示する必要があります。

「成分に差異があると認められる場合」とは、温泉に含まれる成分のうち、鉄やマンガンなど特定の成分を予め除去した場合であり、この場合は除去した後の分析結果に基づいて掲示を行う必要があります。

一方、加水・加温・循環（ろ過）・消毒・入浴剤添加については、気温の変化や利用者の多寡によりそれぞれその程度が変化することから、それに伴って利用施設の成分も変化し、恒常的な分析結果を示すことは困難です。このため、これらの人為的な加工を加える前の段階の源泉の分析結果、及び加水等を行った場合はその旨及びその理由を掲示してください。 H17. 3 環境省自然環境整備課「平成 13 年温泉法改正に伴う法施行通知の解釈について」

注② 総硫黄 [S] について

Q 総硫黄[S]とは？

A $\text{HS}^- + \text{S}_2\text{O}_3^{2-} + \text{H}_2\text{S}$ の硫黄(S)に相当するものを合計したものです。

つまり、硫化水素イオン、チオ硫酸イオン及び遊離硫化水素に対応する硫黄(S)の合計です。

Q 総硫黄(S)の算出計算式は？

A 総硫黄(mg/kg) = $[\text{HS}^-] \times 32.06 / 33.0679 + [\text{S}_2\text{O}_3^{2-}] \times 32.06 / 112.1182 + [\text{H}_2\text{S}] \times 32.06 / 34.0758$

ただし、 $[\text{HS}^-]$: 硫化水素イオン(mg/kg)

$[\text{S}_2\text{O}_3^{2-}]$: チオ硫酸イオン(mg/kg)

$[\text{H}_2\text{S}]$: 遊離硫化水素(mg/kg)

* 鉱泉分析法指針 平成 26 年度改訂 環境省自然環境局

Q 総硫黄を 2 mg/kg 以上含有する温泉の場合は、どのような措置が必要？

A 総硫黄を 2 mg/kg 以上含有する温泉については、硫化水素を原因とする中毒事故の防止のため、平成 18 年 3 月 1 日付け環境省告示第 59 号により、温泉利用施設の設備構造、浴室等の管理等について基準が制定（平成 29 年 9 月 1 日付け環自整発第 17070911 号環境省自然環境局長通知にて改正）されていますので、遵守してください。

また、「温泉利用施設における硫化水素中毒事故防止のためのガイドライン」を参考にしてください。